

ブラックスタート機能公募（2029年度向け）の 意見募集で頂いたご意見に対する回答一覧

関西電力送配電株式会社

意見募集で頂いたご意見に対する回答

No	種類	該当項目	ご 意 見	回 答
1	契約書 ＜要綱＞	第12条 2項 イ ＜8（１） a．イ_P19＞ ＜9（２） b．イ_P21＞	現行案における逸失利益相当額の計算式において、（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する容量市場から支払われる対価相当額の減少分」が、「契約電源等を維持するために要する年間費用」の一部として扱われており、回収できない費用が発生します。 そのため、逸失利益相当額の計算式について、（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する容量市場から支払われる対価相当額の減少分」を計算式の項目から除外する等したうえで、全額を精算いただきたく存じます。	ご意見を踏まえ、基本料金の算定式を修正させていただきます。 詳細は、募集要綱および契約書【基本契約書】をご参照ください。
2	契約書 ＜要綱＞	第12条 2項 イ ＜8（１） a．イ_P19＞ ＜9（２） b．イ_P21＞	現行案における逸失利益相当額の計算式において、（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する期待利潤の減少分」が、「契約電源を維持するために要する年間費用」の一部として扱われており、回収費用の過不足が発生します。 そのため、逸失利益相当額の計算式について（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する期待利潤の減少分」を計算式の項目から除外する等したうえで、全額を精算いただきたく存じます。	同上
3	契約書 ＜要綱＞	第12条 2項 ロ ＜8（１） a．イ_P19＞ ＜9（２） b．イ_P21＞	現行案における逸失利益相当額の計算式において、（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する容量市場から支払われる対価相当額の減少分」が、「ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限の費用相当額（最低保証額）」の一部として扱われており、回収できない費用が発生します。 そのため、逸失利益相当額の計算式について、（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する容量市場から支払われる対価相当額の減少分」を計算式の項目から除外する等したうえで、全額を精算いただきたく存じます。	同上
4	契約書 ＜要綱＞	第12条 2項 ロ ＜8（１） a．イ_P19＞ ＜9（２） b．イ_P21＞	現行案における逸失利益相当額の計算式において、（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する期待利潤の減少分」が、「ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限の費用相当額（最低保証額）」の一部として扱われており、回収できない費用が発生します。 そのため、逸失利益相当額の計算式について（イ）、（ロ）ともに「非契約電源にて発生する期待利潤の減少分」を計算式の項目から除外する等したうえで、全額を精算いただきたく存じます。	同上
5	契約書	第12条 2項	料金の算定式中の「期待利潤の減少分」と「容量市場から支払われる対価相当額の減少分」について、電源が揚水発電所であり、上池を共有している場合は契約電源だけでなく、非契約電源の減少分も対象となる旨を明記いただきたく存じます。	同上
6	契約書	第12条 5項	本来、契約後に契約量が変更になることはない認識であり、必要量について増加する場合は「追加募集」、減少する場合も「既契約分は減少手続き不可、もしくは損害賠償や逸失利益を含めて減量協議する」といった対応となる認識を持っておりますため、本項目は削除いただきたく考えております。	ご意見を踏まえ、下記の通り修正させていただきます。 ＜修正後＞ 必要電力（kW）もしくは必要電力量（kWh）が減少となったとき、または、必要電力（kW）もしくは必要電力量（kWh）が増加となったとき、変更後の必要電力（kW）もしくは必要電力量（kWh）にて基本料金の再算定の実施について協議するものとする。